





号。以下「法科大学院派遣法」という。）第七  
 条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の  
 適用については、法科大学院派遣法第七條第二  
 項中「同法第十九条」とあるのは「国家公務員  
 の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成  
 二十四年法律第二号）第九條第三項（同条第五  
 項の規定により読み替えて適用する場合を含む  
 ）」と、法科大学院派遣法第十三條第二項た  
 だし書中「期末手当」とあるのは「期末手当の  
 額（これらの給与のうち国家公務員の給与の改  
 定及び臨時特例に関する法律第九條第一項及び  
 第二項（同条第五項の規定により読み替えて適  
 用する場合を含む。）の規定の適用があるもの  
 については、当該額からこれらの規定により支  
 給に当たつて減ずることとされる額に相当する  
 額を減じた額とする。」とする。

**第十七条 特別職給与法の特例**

特別期間においては、特別職給与法第  
 一条第一号から第四号までに掲げる国家公  
 務員に対する俸給月額に当たっては、俸  
 給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家  
 公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗  
 じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 内閣総理大臣 百分の三十
- 二 国務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、国家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、宮内庁長官及び特命全權大使（国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。） 百分の二十
- 三 検査官（会計検査院長を除く。）、人事官（人事院総裁を除く。）、特別職給与法第一條第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、国家公務員倫理審査会の常勤の委員、公正取引委員会委員、同条第十四号から第四十一号までに掲げる者（原子力規制委員会委員長を除く。）、侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全權大使（前号に掲げる者を除く。）及び特命全權公使 百分の十
- 四 特別職給与法第一條第四十四号に掲げる国家公務員（次号に掲げる者を除く。） 百分の九・七七
- 五 特別職給与法第一條第四十四号に掲げる国家公務員のうち、特別職給与法別表第三に掲げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受け  
 けるもの 百分の七・七七

2 特別期間においては、特別職給与法第四條第二項、第七條の二及び第九條の規定の適用については、同項中「第九條」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第十七條第二項の規定により読み替えて適用される第九條」と、「三万四千九百円」とあるのは「三万五千五百円」と、「六万七千三百円」とあるのは「六万六千六百円」と、特別職給与法第七條の二中「の適用」とあるのは「及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九條の規定の適用」と、特別職給与法第九條中「一般職給与法」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九條第四項の規定により読み替えて適用される一般職給与法」とする。

3 前項の場合において、第一項第一号及び第二号に掲げる国家公務員に対する期末手当の支給に当たっては、前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七條の二の規定によりその例によることとされる第九條第二項第八号の規定の適用については、同号中「百分の九・七七」とあるのは、「第十七條第一項各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

**第十八条 裁判所職員臨時措置法の特例**

特別期間においては、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定の適用については、同法本則中「次に掲げる法律の規定」とあるのは、「次に掲げる法律の規定及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）の規定（同法第十一條、第十四條及び第十六條から第二十條までの規定を除く。）とする。

**第十九条 防衛省職員給与法の特例**

第九條第一項、第十四條第一項及び第十五條第一項の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に掲げる防衛省の職員（以下「防衛省の職員」という。）のうち、防衛省職員給与法第四條第一項から第三項までの規定の適用を受ける者（防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。）の俸給月額に支給について準用する。この場合において、第九條第一項中「平成十七年改正法附則第十一條」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五條」と、第十四條第一項中「任期付研究員法の適用を受ける」とあるのは「自衛隊法（昭和二十

十九年法律第六十五号）第三十六條の六第一項の規定により任期を定めて採用された」と、第十五條第一項中「任期付職員法の適用を受ける職員であつて、任期付職員法第三條第一項の規定により任期を定めて採用されたもの」とあるのは「自衛隊法第三十六條の二第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と読み替えるものとする。

2 特別期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表又は別表第二自衛官俸給表の適用を受ける者に対する俸給月額（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五條の規定による俸給を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該防衛省の職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級又は階級	割合
自衛隊教官 一級	百分の四・七七
二級	百分の七・七七
自衛官俸 二等陸尉以下、二等海尉百分の四・七七	百分の四・七七
以下又は二等空尉以下	七七
二等陸佐以下 一等陸尉百分の七・七七	七七
上、二等海佐以下 一等海尉	七七
尉以上又は二等空佐以下	七七
一等空尉以上	七七
一等陸佐以上、一等海佐百分の九・七七	七七
以上又は一等空佐以上	七七

3 特別期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法第四條第四項ただし書又は同條第五項の規定の適用を受ける者に対する俸給月額に支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 防衛省職員給与法第四條第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官 百分の四・七七
- 二 防衛省職員給与法第四條第五項に規定する常勤の防衛大臣補佐官 百分の九・七七
- 三 第九條第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号の規定は、防衛省の職員の専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。この場合において、同項第二号中「支給減額率」とあるのは、「支給減額率（第十九條第二項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあつては同項の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合をいい、同条第三項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあつては同項各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

5 特別期間においては、防衛省の職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給の特別調整額 当該防衛省の職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額
- 二 防衛省職員給与法第二十三條第一項の規定により支給される俸給月額、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当 第一項において準用する第九條第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額、前項において準用する同条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に定める額、前号に定める額並びに防衛省職員給与法第十八條の二第一項の規定によりその例によることとされる第九條第二項第八号及び第九号に定める額
- 三 防衛省職員給与法第二十三條第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 第一項において準用する第九條第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額並びに前項において準用する同条第二項第三号及び第四号に定める額（以下この項において「俸給減額基本額等」という。）並びに防衛省職員給与法第十八條の二第一項の規定によりその例によることとされる第九條第二項第八号に定める額（第五号及び第六号において「期末手当減額基本額」という。）に百分の八十を乗じて得た額
- 四 防衛省職員給与法第二十三條第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当 俸給減額基本額等に、同項の規

給について準用する。この場合において、同項第二号中「支給減額率」とあるのは、「支給減額率（第十九條第二項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあつては同項の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合をいい、同条第三項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあつては同項各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

特別期間においては、防衛省の職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給の特別調整額 当該防衛省の職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額
- 二 防衛省職員給与法第二十三條第一項の規定により支給される俸給月額、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当 第一項において準用する第九條第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額、前項において準用する同条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に定める額、前号に定める額並びに防衛省職員給与法第十八條の二第一項の規定によりその例によることとされる第九條第二項第八号及び第九号に定める額
- 三 防衛省職員給与法第二十三條第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 第一項において準用する第九條第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額並びに前項において準用する同条第二項第三号及び第四号に定める額（以下この項において「俸給減額基本額等」という。）並びに防衛省職員給与法第十八條の二第一項の規定によりその例によることとされる第九條第二項第八号に定める額（第五号及び第六号において「期末手当減額基本額」という。）に百分の八十を乗じて得た額
- 四 防衛省職員給与法第二十三條第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当 俸給減額基本額等に、同項の規

定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 防衛省職員給与法第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

六 防衛省職員給与法第二十三条第六項の規定により支給される期末手当 期末手当減額基本額に百分の八十を乗じて得た額(同条第五項の規定により給与の支給を受ける防衛省の職員にあっては、期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

七 防衛省職員給与法第二十四条の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 俸給減額基本額等並びに防衛省職員給与法第十八条の第二項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号に定める額

八 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法第四条第一項に規定する自衛官候補生、学生又は生徒に対する自衛官候補生手当、学生手当又は生徒手当の支給に当たっては、これらの手当の額から、これらの額にそれぞれ百分の四・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

九 第九条第三項の規定は、事務官等(防衛省職員給与法第四条第一項に規定する事務官等をいう。附則第十条第一項において同じ。)が防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条から第十八条までの規定により支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の算定については、準用する。

十 特例期間においては、防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける防衛省の職員に対する第二項及び第五項第二号から第七号まで並びに第一項において準用する第九条第一項、第四項において準用する同条第二項第二号から第四号まで及び前項において準用する同条第三項の規定の適用については、第二項中、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第五項第二号及び第三号中「第

一項において」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた、第一項において」と、「又は第二項」とあるのは「又は第八項の規定により読み替えられた第二項」と、「前項」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた、前項」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「に定める額、前項において準用する同条第二項第六号」と、第一項において準用する同条第一項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第四項において準用する同条第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額から防衛省職員給与法附則第八項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項において準用する同条第三項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から防衛省職員給与法附則第八項において準用する一般職給与法附則第十項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

二十一 条第一項及び同法第十九条第四項において準用する同法第九条第二項(同法第十九条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。(端数計算)

二十二 条 この章の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。(政令への委任)

二十三 条 第九号から前条までに定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第七章及び附則第八号から第十号までの規定 平成二十四年四月一日 (地方公務員の給与) 第十二条 地方公務員の給与については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。 附則 (平成二十四年六月二十七日法律第四十七号) 抄 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日 (その他の経過措置の政令への委任) 第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。